

令和 3年度

事務事業評価表 ( 令和 2年度 の実績評価)

記入年月日  
令和 3 年 4 月 15 日

事務事業名		都市計画の決定又は変更に関する事務				事業区分		担当		
						新規/継続 単独/補助		事務事業No. 050104000759 060201		
政策体系		政策体系上の位置付け						所属課 都市整備課		
総合計画の施策名		0501 計画的な土地利用の推進						課長名		
政策名		05 快適な暮らしのまちづくり						グループ		
施策名		01 計画的な土地利用の推進						担当者名		
手段名		04 ④地域土地利用マネジメント(調整)								
財務会計上の位置付け						事業期間				
予算科目	会計	款	項	目	事業	細	一般会計			
	01	08	04	01	02	00	都市計画総務事業			
法令根拠		都市計画法(以下「法」という。)				期間限定の場合、総投入量を(3)投入量の右側に記入				

(Do) 1. 事務事業の現状把握(その1)

(1) 事務事業の概要	
<p>①事務事業の概要(事務事業の全体像)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本市では、平成21年3月に市議会が「調整区域の撤廃及び都市計画区域見直しを求める請願」を採択したことから、有識者会議における調査審議及び関係機関(国土交通省・茨城県・筑西市・結城市)との協議を経て、市街化調整区域における都市計画制度の見直しに取り組んでいる。</li> <li>平成31年4月1日には、市街化調整区域において田園集落型地区計画(計35地区/約2,585ha)を決定しており、居住系都市計画の見直しについて一定の成果を得た。</li> <li>現在、産業系都市計画の見直しとして、市街化調整区域における工業・流通業務型地区計画の決定等の検討に着手している。</li> </ul>	<p>②担当者が行う業務の内容・やり方・手順</p> <p>【一般的都市計画決定の手續】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▼調査・検討</li> <li>▼関係機関協議</li> <li>▼地元説明会</li> <li>▼都市計画公聴会(法第16条)</li> <li>▼案の公告・縦覧(法第17条)</li> <li>▼桜川市都市計画審議会への諮問(法第19条第1項)</li> <li>▼茨城県との法定協議(法第19条第3項)</li> <li>▼都市計画決定・告示(法第20条)</li> </ul>

(2) 事務事業の手段・対象・意図と各指標、指標値の推移									
①手段 (担当者の活動内容)		④活動指標 (活動量を表す指標)		単位	01年度 (実績)	02年度 (実績)	03年度 (計画)	04年度 (目標)	05年度 (目標)
<ul style="list-style-type: none"> <li>▼調査・検討</li> <li>▼関係機関協議</li> <li>▼地元説明会</li> <li>▼公聴会(法第16条)</li> <li>▼案の公告・縦覧(法第17条)</li> <li>▼都市計画審議会(法第19条第1項)</li> <li>▼県との法定協議(法第19条第3項)</li> <li>▼決定・告示(法第20条)</li> </ul>		都市計画審議会(勉強会含む。)等の開催		回	1.00	2.00	4.00	4.00	4.00
		地元説明会(公聴会含む。)等の開催		回	0.00	0.00	8.00	0.00	0.00
		関係機関協議等の実施		回	5.00	8.00	8.00	8.00	8.00
					0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
②対象 (誰、何を対象にしているのか)		⑤対象指標 (対象の大きさを表す指標)		単位	01年度 (実績)	02年度 (実績)	03年度 (計画)	04年度 (目標)	05年度 (目標)
<ul style="list-style-type: none"> <li>〇市の都市計画制度</li> <li>〇市民</li> </ul>		市民		人	39,692.00	38,905.00	38,118.00	37,331.00	36,544.00
		市街化区域の面積		ha	851.00	851.00	851.00	851.00	0.00
		市街化調整区域における地区計画の面積		ha	2,585.10	2,585.10	2,585.10	2,700.00	2,700.00
③意図 (この事業によって対象をどう変えるのか)		⑥成果指標 (対象における意図の達成度を表す指標)		単位	01年度 (実績)	02年度 (実績)	03年度 (計画)	04年度 (目標)	05年度 (目標)
社会情勢の変化に即した適正かつ合理的な都市計画制度の見直しを図り、快適な生活環境の形成に努め、人口減少に歯止めをかける。		都市計画の決定又は変更の件数		件	35.00	0.00	0.00	9.00	0.00
					0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
					0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

(3) 投入量(事業費)の推移					01年度 (実績)	02年度 (実績)	03年度 (計画)	期間限定総投入量
投入量	事業費内訳	財源	国庫支出金	千円	0	0	0	0
			県支出金	千円	0	0	0	0
			地方債	千円	0	0	0	0
			使用料・手数料	千円	0	0	0	0
			その他	千円	0	0	0	0
			一般財源	千円	659	8,673	8,570	0
			事業費計(A)	千円	659	8,673	8,570	0
正規職員従事人数	人	3.00人	3.00人	3.00人				

02年度事業費 実績(千円)		03年度事業費 予算(千円)	
01 報酬	54	01 報酬	153
10 需用費	766	08 旅費	51
12 委託料	7,838	10 需用費	513
18 負担金補助及び交付金	15	12 委託料	7,838
		18 負担金補助及び交付金	15
合計	8,673	合計	8,570

事務事業名	都市計画の決定又は変更に関する事務	事務事業No.	50104000759	所属課	都市整備課
(4) この事務事業を開始したきっかけは、いつ頃どんな経緯で開始されたのか？ 開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったのか？					
○ 本市では、平成21年3月に市議会が「調整区域の撤廃及び都市計画区域見直しを求める請願」を採択したことから、市街化調整区域における都市計画制度の見直しに取り組んでいる。 ○ 平成31年4月1日には、市街化調整区域において田園集落型地区計画（計35地区／約2,585ha）を決定しており、居住系都市計画の見直しについては一定の成果を得た。					
(5) この事務事業に対して関係者（住民、議会、事業対象者、利害関係者）からどんな意見や要望が寄せられているか？					
○ 平成21年3月に市議会が「調整区域の撤廃及び都市計画区域見直しを求める請願」を採択した。また、H27年2月には都市計画審議会が「桜川市における区域区分の廃止及び新制度の構築に関する答申」を行っている。 ○ 近年、産業部局を中心に市街化調整区域における工業施設用地及び流通業務施設用地の確保が要請されている。					

【See】 2. 評価の部 \*原則は事前評価。

評価項目	
改革改善を行う	① 政策体系との整合性（この事務事業の目的は市の政策体系に結びつくか？意図することが結果に結びついているか？） <input checked="" type="checkbox"/> 結びついている 第2次総合計画（前期基本計画）に掲げる「快適な暮らしのまちづくり」の実現を図るためには、社会情勢の変化に即した適正かつ合理的な都市計画制度の見直しが不可欠である。
有効性	② 公共関与の妥当性（なぜこの事業を市が行わなければならないのか？税金を投入して、達成する目的か？）（法定受託事業はその名称） <input checked="" type="checkbox"/> 妥当である 法において都道府県又は市町村の事務事業（自治事務）と規定されている。なお、国の技術的助言の性格を有する「都市計画運用指針」では、都市計画の中心的主体は市町村とされている。
効率性	③ 成果の向上余地（成果を向上させる余地はあるか？成果の現状水準とあるべき水準との差異はないか？何が原因で成果向上が期待できないのか？） <input checked="" type="checkbox"/> 向上余地がある 市職員の直営作業と外部委託との適切な役割分担によって事務事業の効率化を図っている。近年、市街化調整区域における工業施設用地及び流通業務施設用地の確保が要請されており、更なる事務事業の推進が必要である。
公平性	④ 廃止・休止の成果への影響（事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無とその内容は？） <input checked="" type="checkbox"/> 影響有 法において都道府県又は市町村の事務事業（自治事務）と規定されており、廃止することができない。なお、国の技術的助言の性格を有する「都市計画運用指針」では、都市計画の中心的主体は市町村とされている。
	⑤ 類似事業との統廃合・連携の可能性（類似事業や統廃合の可能性はありますか？（市以外の取り組みも含む）） （他に手段がある場合） <input checked="" type="checkbox"/> 具体的な手段、事務事業名 <input checked="" type="checkbox"/> 余地がない 類似事業がない。なお、令和2年度に「桜川市都市計画マスタープラン策定事業」及び「地区計画等策定事業」を本事務事業に統合した。
	⑥ 事業費・人件費の削減余地（成果を下げずに事業費を削減できないか？やり方を工夫して延べ業務事業を削減できないか？） <input checked="" type="checkbox"/> 削減余地がない 市職員の直営作業と外部委託との適切な役割分担によって事務事業の効率化を図っている。
	⑦ 受益機会・費用負担の適正化余地（事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？） <input checked="" type="checkbox"/> 公正・公平である 都市計画の決定又は変更は、市民一般に対象としたものであり、受益機会・費用負担は公正・公平であると考えられる。

【Plan】 3. 評価結果の総括と今後の方向性（次年度計画と予算への反映）

(1) 1次評価者としての評価結果 ① 目的妥当性 <input checked="" type="checkbox"/> 適切 <input type="checkbox"/> 見直し余地あり ② 有効性 <input type="checkbox"/> 適切 <input checked="" type="checkbox"/> 見直し余地あり ③ 効率性 <input checked="" type="checkbox"/> 適切 <input type="checkbox"/> 見直し余地あり ④ 公平性 <input checked="" type="checkbox"/> 適切 <input type="checkbox"/> 見直し余地あり	(2) 全体総括（振り返り、反省点） ○ 本事務事業は、法において都道府県又は市町村の事務事業と規定されており、第2次総合計画に掲げる「快適な暮らしのまちづくり」の実現を図る上で、不可欠なものである。 ○ 平成31年4月1日には、市街化調整区域において田園集落型地区計画（計35地区／約2,585ha）を決定しており、居住系都市計画の見直しについて一定の成果を得た。																		
(3) 今後の事業の方向性 <input type="checkbox"/> 終了 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input checked="" type="checkbox"/> 改革改善を行う <input type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 休止	(4) 改革・改善による期待成果（終了・廃止・休止の場合は記入不要） <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">成果</th> <th rowspan="2">向上</th> <th colspan="3">コスト</th> </tr> <tr> <th>削減</th> <th>維持</th> <th>増加</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>維持</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td></td> <td>低下</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	成果	向上	コスト			削減	維持	増加		維持			○		低下			
成果	向上			コスト															
		削減	維持	増加															
	維持			○															
	低下																		
(5) 改革、改善を実現する上で解決すべき課題（壁）とその解決策 ○ 田園集落型地区計画（計35地区／約2,585ha）の決定によって、居住系都市計画の見直しについては一定の成果を得た。 ○ 一方で、近年、産業部局を中心に市街化調整区域における工業施設用地及び流通業務施設用地の確保が要請されており、現在、産業系都市計画の見直しとして、市街化調整区域における工業・流通業務型地区計画の決定等の検討に着手している。																			
(6) 事務事業優先度評価結果 成果優先度評価結果 <input checked="" type="checkbox"/> ①																			

【Check】 4. 確認及び改革改善に向けての指摘事項

(1) 課長評価 課長確認後の評価 <input checked="" type="checkbox"/> B A：継続（現状維持） B：継続（改革改善を行う） C：終了、廃止、休止 D：2次評価へ提出	(2) 部長確認及び評価（課長評価により、C、D判定及び確認が必要な場合） 確認欄 <input checked="" type="checkbox"/> 確認
---	--